

資料作成説明会での質問に対する回答

(件名) 横浜新道 新保土ヶ谷 I Cランプ橋リニューアル工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	技術提案書等について	様式6の工事工程表について、設計業務の契約締結日は未定かと思いますが、設計業務の開始時期はいつに設定すれば良いでしょうか。	設計業務の開始時期は様式6の記載に合わせて令和6年9月で設定してください。
2	参考図について	参考図における一般図に示す各構造物の平面位置が実際の構造物とずれていると思います。現地の構造物の正確な位置がわかる資料は貸与してもらえないでしょうか。	現地の構造物の正確な位置がわかる資料として測量成果（点群データ）を手続開始の公示（説明書）第3調達手続に参加するための条件等 3-4競争参加資格の確認に基づく通知以降に追加で貸与します。 貸与を希望される場合は手続開始の公示（説明書）第5その他 5-13 設計業務成果品等の貸与に従い申し込みください。
3	技術提案書等について	資料作成説明資料P9の契約手続きの基本的な流れには訂正技術提案書の作成に関する記載がありませんが、手続開始の公示（説明書）4-6及び4-7のとおり、建設工事の参考額の通知及び通知後の訂正技術提案書等の提出機会はあると考えてよいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
4	技術提案書等について	訂正技術提案書等は提出した技術提案書の内容に関して、何か修正を求められ、それに応じて訂正を行うというのでしょうか。	訂正技術提案書等は公示時点で提示できない建設工事の参考額の通知後、参考額に応じて技術提案書の訂正が必要と判断された場合に訂正ができるというものであるので、参考額を通知後も技術提案書の訂正が必要ない場合は提出していただく必要はありません。
5	参考額について	提出する設計業務及び建設工事の参考見積書の金額は、参考額によらず競争参加者が必要と考える費用を自由に記載して構わないという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
6	技術提案書等について	設計業務については金抜設計書及び特記仕様書（案）で各業務の項目が設定されていますが、これ以外の項目が必要と判断した場合は追加も可能でしょうか。	必要に応じて追加は可能です。詳細についてはヒアリング時に確認をさせていただきます。
7	技術提案書等について	提出する技術提案書等にファイル形式の指定はありますか。	ファイル形式の指定はありません。

No.	質問箇所	質問事項	回答
8	技術提案書等について	参考資料として作成するIC概略平面図、縦断図、標準横断図、及び各更新構造の構造一般図はそれぞれ枚数制限はないと考えてよろしいでしょうか。	枚数制限はありません。
9	手続開始の公示（説明書）について	手続開始の公示（説明書）4-8(3)②にヒアリング参加者は各工種で最大2名ずつの合計で8名以内という記載がありますが、今回の工事の場合同じ工種でも想定される作業の種類が多く各工種2名では十分な説明を行えない恐れがあります。可能であれば各工種2名という制限は緩和してもらえないでしょうか。	ヒアリングへの出席者の人数について見直しました。手続開始の公示（説明書）を訂正いたします。
10	参考額について	設計業務及び建設工事の参考額についてはあくまで目安で、参考見積書を作成する上でこれに拘束されるものではないという認識でよいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
11	参考額について	建設工事の参考額は後日通知とのことですが、通知された参考額がすでに提出した参考見積書の金額を下回る場合、参考額を下回るよう訂正参考見積書を提出する必要がありますか。	参考額はあくまで目安なので、参考額の通知に合わせて参考見積書の金額を訂正する必要はありません。
12	参考額について	契約制限価格は参考額とは関係なく、優先交渉権者の見積書に基づき設定されるという認識でよいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
13	競争参加資格について	競争参加資格としては技術提案の内容が該当する工事種別を求められていますが、現時点で提案内容が確定しておらず必要な工事種別が判断出来ません。技術提案を作成した段階で改めて該当する工事種別に応じて申請をし直すことは可能でしょうか。	競争参加資格確認申請書において提出された以降、申請し直すことは認められません。 従って、競争参加資格確認申請書時点において技術提案内容が確定していない場合は、技術提案内容で想定し得る全ての工事種別について申請を行ってください。 なお、技術提案書提出時点において、技術提案内容が申請された工事種別に該当しなくとも引き続き競争参加いただけます。
14	競争参加資格について	土木工事、PC橋上部工工事、鋼橋上部工工事、橋梁補修工事のいずれにも該当しないような内容の提案を行う場合、該当する工事種別に関する申請を行うことは可能でしょうか。	ご質問のような申請を行うことはできません。 本件の競争参加資格は、あくまで手続開始の公示（説明書）第3調達手続に参加するための条件等 3-1. 競争参加資格において求めている内容となりますので、ご質問のような技術提案を行う予定がある場合であっても、該当する工事種別のみ申請いただければ結構です。
15	競争参加資格について	特定JV乙型の場合、工事種別ごとの構成員は最大3者となっておりますが、3者を超えて構成することは不可能でしょうか。	3者を超えて構成することは認めていません。

No.	質問箇所	質問事項	回答
16	競争参加資格について	1つの工事種別を複数の構成員で構成する場合、分担は工区・作業内容どちらか指定はありますか。	ご質問の1つの工事種別を複数の構成員で構成する場合には、(甲)共同施工方式や(乙)分担施工方式の指定はありません。
17	出資割合合意書について	入札説明書の中に出資割合合意書を求められていると思いますが、書式がございますか？	出資割合合意書については自由書式となります。